

兵庫県公報

平成20年4月1日 火曜日 第1966号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
平成20年度第1回危険物取扱者試験の実施(消防課)	1
地方卸売市場における卸売業者の営業譲渡の認可(消費流通課)	3
土地改良区営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧(農地整備課)	3
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(同)	4
県営土地改良事業の換地処分(同)	4
市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧(同)	4
土地改良事業の工事完了の届出(同)	4
林業種苗生産事業者の登録証の記載事項の変更(林務課)	5
保安林の指定予定(豊かな森づくり課)	5
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課)	6
同上(同)	8
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)	9
同上(同)	10
土地区画整理組合の理事の氏名等の届出(市街地整備課)	10
公 告	
軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告(税務課)	10
平成20年度兵庫県献血等推進計画(薬務課)	11
産業集積の推進に関する基本指針の変更(新産業立地課)	15
大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課)	16
同上(同)	17
同上(同)	18
同上(北播磨県民局)	19
公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定(建築指導課)	20
教育委員会告示	
博物館の登録	20

告 示

兵庫県告示第367号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成20年6月15日(日)

甲種危険物取扱者試験

午後1時から午後3時30分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験

午後1時から午後3時まで

乙種第4類危険物取扱者試験

午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

丙種危険物取扱者試験

午後3時45分から午後5時まで

2 試験場所

試験地 試験場

所在地

神戸 県立兵庫工業高等学校

神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63

姫路	兵庫県立大学姫路書写キャンパス	姫路市書写2167
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
篠山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

3 試験科目

(1) 甲種危険物取扱者試験

- ア 物理学及び化学
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

(2) 乙種危険物取扱者試験

- ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

(3) 丙種危険物取扱者試験

- ア 燃烧及び消火に関する基礎知識
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

4 試験科目の一部免除

- (1) 1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から35分間とする。

- ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学
- イ 危険物に関する法令

- (2) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第1項の規定による甲種、乙種若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項の規定による甲種若しくは乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けている者で、第1類又は第5類の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、申請により次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から90分間とする。

- ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学の一部
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法の一部

- (3) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法(昭和22年法律第226号)第51条第4項に規定する消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了した者で、丙種危険物取扱者試験を受けるものについては、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から60分間とする。

燃烧及び消火に関する基礎知識

5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項の各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局において、平成20年4月初旬から配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した無帽無背景正面上三分身像で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したもの

ウ 受験資格を有することを証明する書類(甲種危険物取扱者試験受験者のみ)

エ 乙種危険物取扱試験科目の一部免除を受けようとする者は、交付を受けている免状（乙種危険物取扱者免状については表裏両面）の写し

オ 丙種危険物取扱者試験科目の一部免除を受けようとする者は、5年以上消防団員として勤務したことを証明する書類及び消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了したことを証明する書類

(2) 受付場所及び受付期間

受付場所は、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。（郵送可）

受付期間は、平成20年 4 月 28 日（月）から同年 5 月 8 日（木）の午前 9 時から午後 5 時までとする。（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

郵送の場合は、簡易書留、配達記録郵便等、送達確認可能な方法で送付すること。（平成20年 5 月 8 日（木）の消印有効。）

(3) 手数料

所定の振込用紙により次の額の手数料を郵便局で振り込むこと。ただし、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

- ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円
- イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円
- ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

(4) その他

ア 複数受験（同一試験時間帯の場合）

すでに、乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者に限り、他の乙種試験を 3 種類まで同時に受験することができる。ただし、乙種第 4 類との複数受験や同じ類の複数受験はできない。

試験時間は、2 種類受験が 1 時間 10 分、3 種類受験が 1 時間 45 分。

イ 併願受験（試験時間帯が異なる場合）

試験時間帯が重ならない同一試験場での 2 種類、3 種類及び乙種第 4 類の午前と午後の受験もできる。

ウ ア及びイで受験する場合、それぞれ試験の種類ごとに願書を作成し、ホッチキス等で留めて一緒に提出すること。

7 合否の発表

平成20年 7 月中旬頃に（財）消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で合否を通知する。

8 受験についての問い合わせ先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部 電話（078）361 - 6610

兵庫県告示第368号

卸売市場条例（昭和47年兵庫県条例第18号）第11条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業者の営業の譲渡し及び譲受けを認可した。

平成20年 4 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

区分	卸売業者の名称	卸売業務を行う地方卸売市場の名称	卸売業務を行う地方卸売市場の所在地	取扱品目	認可年月日
譲渡人	ニシワキ合同青果株式会社	株式会社西脇市地方卸売市場	西脇市野村町800 - 1	青果物部	平成20年 3月18日
譲受人	カネマツ青果株式会社	同 上	同 上	青果物部	

兵庫県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の 2 第 1 項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して、15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	地 区 名 (工区名)	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
神戸市栄木幡 土地改良区	栄地区 (第1工区)	平成20年4月1日から 同 月21日まで	神戸市西区役所

兵庫県告示第370号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年3月19日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	八王寺池地区	平成20年4月1日から 同 月21日まで	多 可 郡 多 可 町 役 場

兵庫県告示第371号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89号の2第9項の規定により、平成20年3月21日県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)三木北部地区第14工区の換地処分をした。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第372号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
洲 本 市	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	角川長池地区	平成20年4月1日から 同 月21日まで	洲 本 市 役 所 五 色 庁 舎

兵庫県告示第373号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

事業主体	事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
兵庫六甲農業協同組合	元気な地域づくり交付金 (基盤整備促進)	友清	神戸市西区櫛谷町友清	平成17.7.29	平成19.3.28	農業用排水施設
赤穂郡上郡町	基盤整備促進事業(担い手育成型)	石堂	赤穂郡上郡町岩木丙	平成14.12.25	平成17.4.30	区画整理、農道舗装
豊岡市	農村振興総合整備統合補助事業(田園居住空間整備)	国府	豊岡市日高町、松岡、土居、府市場、堀、野々庄、池上、西芝、上石	平成12.1.14	平成16.7.9	農業用排水施設、農道整備
同上	基盤整備促進事業(農道)	国府1期	同 市日高町、松岡、土居、府市場、府中新、山本	平成18.2.17	平成18.3.30	農道舗装
同上	元気な地域づくり交付金 (基盤整備促進)	国府2期	同 市日高町、府中新、堀、野々庄、池上、西芝、上石、竹貫	平成18.11.6	平成19.2.28	農道舗装
洲本市	基盤整備促進事業(一般型)	奥所	洲本市五色町鳥飼浦	平成12.2.12	平成19.3.28	区画整理
南あわじ市	元気な地域づくり交付金 (基盤整備促進)	塩屋・矢柄	南あわじ市阿万塩屋町	平成17.10.28	平成19.11.2	区画整理

兵庫県告示第374号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第13条第2項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録証の記載事項を変更した。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	
新 神17	社団法人 兵庫みどり公社 理事長 杉本 修一郎 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号					生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ
旧 神17	社団法人 兵庫県森と緑の公社 理事長 安部 優吉 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号					同

兵庫県告示第375号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

西宮市山口町下山口字丸山1585の1(次の図に示す部分に限る。)山口町上山口三丁目370から372まで、382、406

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神南県民局地域振興部及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第376号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

新キャタピラー三菱株式会社明石事業所

明石市魚住町清水1106番地4

執行役員明石事業所長 尾野輝実

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

新キャタピラー三菱株式会社明石事業所

明石市魚住町清水1106番地4

(3) 特定施設に関する事項

種類	63号イ 焼入れ施設 (No. 1 ~ No. 4)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		
能力	リングギア2,400台/月	減速機部品2,400台/月		
工事着手予定年月日	許可後	同左		
工事完成予定年月日	着手後85日	着手後60日		
使用開始予定年月日	完成後	同左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～17時30分 20時～5時 16時間	8時30分～17時30分 20時～6時 16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし	同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	
	水素イオン濃度 (水素指数)	-	-	8～9
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	-	-	1,000
	浮遊物質 (単位 mg/L)	-	-	700
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	95%以上鉱物油	95%以上鉱物油	200
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	0	6.8/基	5.4

備考 汚水等は、外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年4月1日から同月22日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課

兵庫県告示第377号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
ナガセケムテックス株式会社 播磨事業所
たつの市龍野町中井236番地
事業所長 毛利充邦
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
ナガセケムテックス株式会社 播磨事業所
たつの市龍野町中井236番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	50,000枚/月	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後6箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		9時~17時30分 8時間30分	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7~8	5~10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7	12
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	31	33
	浮遊物質含有量 (単位 mg/L)	1未満	1未満
	窒素含有量 (単位 mg/L)	50	100
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.9	1.5
	シアン含有量 (単位 mg/L)	0.2	0.3

	垂鉛含有量 (単位 mg/L)	0.3	0.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)		15	15.5

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	シアン処理設備			
型	式	酸化処理施設			
構	造	鋼板製、ポリエチレン製			
主 要 寸 法		2.05m × 1.3m × 2.1m H			
能 力		50m ³ /日			
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		PHアルカリ調整・酸化処理 + 中性調整・酸化処理			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後10箇月			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		9時～18時30分 9時間30分			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6～8	6～8	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7	12	7	12
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	31	33	31	33
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	1未満	1未満
	シアン含有量 (単位 mg/L)	0.2	0.3	0.1未満	0.1未満
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大の量(単位 m ³ /日)		15	15.5	15	15.5

備考 既存特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年4月1日から同月22日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及びたつの市市民生活部環境課

兵庫県告示第378号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年4月1日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 下立杭柏原線	篠山市今田町下小野原字寺ノ坪771番1から	旧	6.0から 10.0まで	139.0	
	同 市今田町下小野原字寺ノ坪747番1まで	新	12.0から 16.0まで	139.0	

兵庫県告示第379号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年4月1日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 178号	美方郡香美町香住区香住字門前1599番2から	旧	9.0から 25.0まで	67.0	
	同 郡同 町香住区香住字門前1601番2まで	新	15.0から 45.0まで	67.0	
県道 香住村岡線	美方郡香美町香住区香住字本屋敷1651番1から	旧	7.0から 8.0まで	38.0	
	同 郡同 町香住区香住字本屋敷1649番1まで	新	13.0から 14.0まで	38.0	

兵庫県告示第380号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、小野市王子南土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

	氏名	住所
退任理事	石田 静夫	小野市王子町71番地
新任理事	柳田 義實	小野市王子町256番地の1

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告
次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付県民局	紛失年月日
船舶	B0432	平成21年2月25日	明石市林崎町3丁目524-15 沼端 長太郎 明石市大久保町高丘7-14-1 沼端 敏男	東播磨県民局	平成20年2月13日

平成20年度兵庫県献血等推進計画

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第10条第4項の規定に基づき、平成20年度兵庫県献血等推進計画を策定したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

前文

病気や事故の際に必要な輸血や、白血病などの血液難病に有効な造血幹細胞移植(骨髄移植やさい帯血移植)は、各々、血液、骨髄液、さい帯血などの提供者(ドナー)の善意があって初めて成り立つ治療法である。

献血については、献血者が年々減少傾向にあり、特に若年層の減少が著しくなっていることから、将来に向け若年層への普及啓発を一層推進するとともに、市町を中心とした地域ぐるみの献血運動を促進することが必要である。

また、骨髄ドナー及びさい帯血の確保については、骨髄ドナー登録ボランティア、特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク及び兵庫県赤十字血液センターと連携のうえ普及啓発に努めることが必要である。

本計画の推進にあたっては、阪神・淡路大震災やJR福知山線列車事故から学んだ教訓を活かし、博愛の精神のもと、人と人、人と地域の絆やつながりを大切に、県、各市町、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県赤十字血液センター、献血推進団体、財団法人骨髄移植推進財団、特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク及びボランティア等が一体となって、県民との参画と協働を基本に取り組みものとする。

献血により確保すべき血液の目標量

県民医療に必要な血液を常時安定して確保するとともに、血漿分画製剤用原料血漿の割当量を確保するため、採血種類別及び受入体制別の必要献血者数及び必要血液量を、別表1のとおり定める。

この目標値を達成するため、県内の献血参加者目標数を253,600人(200m献血:17,200人、400m献血:153,900人、血漿成分献血:51,700人、血小板成分献血:30,800人)と定め、以下に掲げる事項等の実施により、県内全域の連帯のもとに献血参加者を確保し、地域別に献血する時期と献血者・献血量を分担した計画献血を推進する。

目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 計画献血の推進

(1) 年間計画献血の策定

ア 薬務・生活衛生課を置く県各健康福祉事務所(保健所)及び保健所設置市保健所(以下合わせて、「特定保健所」という。)並びに市町(保健所設置市保健所は除く。)は、年間献血参加者目標数をそれぞれの管内献血可能年齢(16歳~69歳)人口の6.5%(内訳:200m献血6.8%、400m献血60.7%、成分献血32.5%)とする。

イ 特定保健所は、管内の市町及び兵庫県赤十字血液センター(以下「血液センター」という。)と協議調整のうえ、月別・市町別の献血回数、参加人員等の年間献血実施計画表を作成する。

ウ 特定保健所は、管内の年間献血回数を策定するにあたっては、その回数を各月に均分化するように努める。

(2) 献血参加者の確保

市町は、上記計画に基づき、献血推進協議会、献血会等に諮って、組織別に献血する時期と人員を分

担する計画を立てる等により、献血参加人員の確保に努める。

なお、高齢者（69歳まで）を含め、地域住民各層への働きかけを強化するとともに、献血会場での栄養指導、住民検診の場での献血の啓発等についても検討する等、献血参加者の確保に努める。

(3) 毎月の計画献血の日時、場所等の連絡

市町は、計画献血の実行にあたっては、その日時、場所、献血参加人員、連絡担当者等を定め、献血日の2か月前までに血液センターに連絡する。

なお、献血日の策定にあたっては、別に定めた年間献血実施計画表に合せ、やむを得ずその日程を変更しようとするときは、その旨併せて連絡し、血液センターと調整する。

(4) 採血計画表の作成

血液センターは、前号の連絡に基づき（採血日の調整を要するものは、前月の10日までに調整を終わって）毎月の採血計画表を作成し、前月の15日までに県、特定保健所及び市町に送付する。

ただし、この採血計画表については、移動採血日に空白を来さないように配慮する。

(5) 広報活動

ア 特定保健所及び市町は、計画献血の実行にあたっては、住民の献血参加を推進するため、事前広報の徹底や効果的な広報媒体の選択等により積極的な広報に努める。

イ 血液センターは、毎月の採血計画表を日刊新聞社等に送付し、広報の協力を依頼する。

(6) 職場における献血の推進

輸血用血液製剤の安定供給を確保するため、例年、血液が不足しがちとなる夏季（8月）及び年末年始（12～1月）を県独自に献血推進強調期間と定め、これらの期間を中心として、官公庁及び企業等における職場献血を推進する。

なお、職場献血の実施にあたっては、受付時間の調整等、職員が参加しやすい環境づくりに努める。

(7) 複数回献血の推進

輸血用血液の安定供給及び安全性の確保に資するため、血液センターが設立する複数回献血者を構成員とするクラブの活動に対して必要な支援を行う。

2 献血思想の普及啓発、広報活動等

(1) 献血推進キャンペーンの実施

ア 愛の血液助け合い運動（厚生労働省等と共催）

7月1日から同月31日の間、広く県民各層に献血思想の普及を図るとともに、特に400m 献血及び成分献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字社との共催により本運動を実施し、この間、各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。

イ はたちの献血キャンペーン（厚生労働省等と共催）

新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く県民各層に対し献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字社との共催により本キャンペーンを実施し、この間、学生等による自主的な街頭啓発や各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。

また、この期間中、ラジオ関西によるラジオキャンペーン「はたちの献血」が実施される予定である。

(2) 学生献血推進イベント事業の実施

兵庫県学生献血推進協議会を中心とする学生ボランティアとの連携により、夏季及び年末年始献血推進強調期間において、又各地域のイベント会場等を活用し、学生ボランティアが中心となって企画した啓発イベントを実施する。

(3) 高校生献血ボランティア推進事業の実施

次代の献血を担う高校生が、同世代からの呼びかけにより、身近な救命ボランティアである献血への関心と理解を深めるとともに、地域における献血思想の普及啓発を図るため、高校生ボランティア有志が文化祭等の機会を活用し、地域献血推進団体及び大学生ボランティア等とともに行う献血啓発イベント（献血啓発コーナーの設置によるパネル展示、高校生の献血に関する意識調査のためのアンケート等）を推進する。

この事業については、兵庫県教育委員会及び県立高等学校保健部長会等の協力を得て、県立学校保健部長研究協議大会等において理解を求める。

(4) 広報誌（紙）、ラジオ、テレビ等による広報

献血キャンペーン等の時期に合わせ、県及び各市町の広報誌（紙）に広報記事を掲載するとともに、県テレビ・ラジオ番組及び各市町の広報メディア（有線放送、ケーブルテレビ、インターネット等）を活用し、献血参加の呼びかけ及び献血思想の普及啓発を行う。

(5) リーフレット等の作成

献血に関する正しい知識の普及と献血への参加を呼びかけるためリーフレット等を作成し、各健康福祉事務所及びイベント会場等で配布する。

3 献血推進組織の育成に関する事項

(1) 市町献血推進協議会等の運営

市町は住民参加の血液確保対策を推進するため、市町献血推進協議会等を計画的に開催し、血液事業の現状に立脚して、次の事項その他についての対策を協議決定し、その実行を図る等の実質的な運営に努める。

ア 献血計画

イ 献血会の育成強化対策（協議会委員の関係団体における対策を含む。）

ウ 住民の献血思想の普及を図るための広報活動対策

(2) 市町及び健康福祉事務所担当者の研修

各地域において献血会及び協力団体等からの窓口となる各市町及び健康福祉事務所の担当者が、住民に必要な情報提供を行い、的確に相談に応じる体制を確保するため、県及び市町献血推進担当者会議等を通じて研修を実施する。

(3) 献血会の育成と活動推進

ア 献血会は、人類愛の精神に基づく献血推進のうえで欠くことのできないボランティア団体であることから、次により拡充強化を図る。

(7) 未組織の地域及び職域の組織化（学生層の育成を含む。）

(4) 未加入者の既組織への加入促進

(9) 既組織の合併または連合等による強化

イ 市町及び特定保健所は、協力して適切な広報手段によるPRに心掛けるとともに、積極的に住民組織との対話の機会をもつ等により、献血組織づくりの必要性を啓発し、献血会加入を呼びかけ、計画献血実行の強固な基盤づくりに努める。

ウ 市町及び特定保健所は、計画献血を中心として活動する献血会の運営に配慮し、職域及び地域各献血組織等の連帯性を強め、計画献血参加を推進する。

4 献血功労者等の顕彰（表彰及び感謝）

(1) 兵庫県献血推進協議会長感謝状の贈呈

献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。

(2) 厚生労働大臣表彰状及び感謝状の推薦及び伝達

献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等について、厚生労働大臣に推薦を行うとともに、表彰状及び感謝状の伝達を行う。

血液製剤の適正使用等の推進

輸血療法の実施体制の確立と血液製剤の適正使用等の推進を図るため、県内医療機関の輸血療法委員会輸血責任医師等を対象に輸血療法委員会合同研修会を開催する。

また、血液製剤の適正な使用を推進するためのより効果的な方法等を検討するため、必要に応じ兵庫県献血推進協議会に設置した血液製剤適正使用部会を開催する。

骨髄ドナー等の確保

1 現状と目標

(1) 骨髄バンク事業

日本骨髄バンクへの骨髄ドナー登録者数は、平成20年1月15日、全国目標の30万人に到達した。

本県の骨髄ドナー登録者数は10,794人（平成20年1月末）で、県保健医療計画による県目標12,566人に対して、達成率は85.9%である。

平成20年度は、県主催の献血併行型骨髄ドナー登録会、献血会場及び兵庫県赤十字血液センター献血ルームにおいて1,000人の骨髄ドナー登録者の確保を目標とする。

(2) さい帯血バンク事業

本県には、平成12年度に設立された特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクが、兵庫医科大学内にあり、19か所のさい帯血採取協力医療機関及び搬送・説明ボランティアの協力のもと、さい帯血バンク事業を展開しており、公開保存数では全国の約10%、移植への使用数では全国の約13%を占めている。

さい帯血の公開保存数は、現在全国で約2.9万本あり、既に当初目標の2万本を達成しているが、今後は、成人への移植の増加を受け、より細胞数の多いさい帯血の確保が必要とされている。なお、兵庫さい帯血バンクの平成20年度の公開保存目標数は450本である。

2 推進方策

(1) 献血併行型骨髄ドナー登録会の開催

効果的なドナー登録の推進を図るため、官公署及び市民イベント等で実施される献血会に併せて、献血併行型骨髄ドナー登録会の開催を積極的に推進する。

(2) さい帯血に係る研修会の開催等

ア さい帯血搬送・啓発ボランティア等研修会の開催

さい帯血の搬送及び普及啓発ボランティアの研鑽並びに活動発表の場となる研修会を開催する。

イ さい帯血採取技術研修

さい帯血採取従事者（産科医師、助産師等）を対象に、より細胞数の多いさい帯血の確保を図るため、採取技術向上を目的とした研修会を開催する。

ウ 妊産婦等に対する普及啓発

さい帯血を安定的に確保するため、妊産婦のほか広く県民に対して、各々啓発資材を作成・配布し、さい帯血移植に関する普及啓発を行う。

(3) 骨髄移植・さい帯血移植推進講座の開催

骨髄移植・さい帯血移植の推進を図るため、大学生等を対象に造血幹細胞移植に関する講演会等を開催する。

(4) 造血幹細胞バンク事業推進功労者の顕彰

造血幹細胞バンク事業の推進に顕著な功績のある団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。

(5) 特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクへの支援

平成19年3月1日付けで、特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクが、寄付者が税優遇措置される「認定NPO法人」に認定されたことを踏まえ、医療機関、関係団体及び県民に広く呼びかけ、さい帯血移植に対する理解、協力を一層促進する。

その他

1 血液製剤の安全性の向上に関する取組み

血液製剤の安全性の確保のための取組みの一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、広く県民に周知徹底を図る。

また、血液センターが行う献血者の本人確認の徹底等の取組みに対して必要な協力を行う。

2 災害時における輸血用血液の確保

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害時においては、必要な輸血用血液を適切かつ迅速に確保するため、血液センター及び各市町等と十分な連携を図り、必要とされる献血量を把握した上で、報道機関等の協力を得て様々な広報媒体を活用して積極的な献血を呼びかける。

なお、確保された血液については、血液センターの機能を十分に活用するとともに、日本赤十字社兵庫県支部と連携を図り、医療現場への円滑な供給を図る。

3 採血事業者に対する助成（血液センター施設整備費補助）

県内の血液製剤供給拠点であるとともに、兵庫県災害医療センターの後方支援施設として災害時における輸血用血液の供給体制を確保するため、平成15年度神戸東部新都心に移転新築を行った血液センターの施設整備費の元利償還金に対し補助する。

(別表1)

都道府県名：兵庫県

平成20年度献血計画

(単位：人) (単位：リットル)

区分	採血所	移動採血車	出張採血	合計	献血量
200m 献血	4,170	9,600	30	13,800	2,760
400m 献血	37,780	84,840	680	123,300	49,320
小計	41,950	94,440	710	137,100	52,080
血漿成分献血	41,400	-	-	41,400	19,004
血小板成分献血	24,700	-	-	24,700	9,880
小計	66,100	-	-	66,100	28,884
合計	108,050	94,440	710	203,200	80,964
稼働日数	5箇所 延べ 1,480日	9台 延べ 2,000台	16回		

産業集積の推進に関する基本指針の変更

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）に基づく県支援策の変更等に伴い、産業集積の推進に関する基本指針（平成14年4月1日公告）を変更したので、同条例第3条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

第1 2中「立地を推進していく」の右に「とともに、臨海部などと比較して企業の立地が少ない地域が存在する現状を踏まえ、県内全域へのバランスのとれた企業の立地を促進していく」を加える。

第2 5(2)「50億円」の右に「（但馬地域、丹波地域又は淡路地域（以下「促進地域」という。）に所在する新産業創造拠点地区内にあつては、10億円）」を「10億円」の右に「（促進地域に所在する新産業創造拠点地区内にあつては、5億円）」を加え、「及び中核施設に入居する場合のオフィス賃料補助制度」を削る。

第3 1中「取引先等関連企業」を「取引先その他の関連企業等」に改める。

第3 5及び5(2)中「外資系企業」を「外資系企業等」に改める。

第3 5(2)「50億円」の右に「（促進地域に所在する国際経済拠点地区内にあつては、10億円）」を加える。

第3 5(3)見出し中「企業進出」を「企業等進出」に改める。

第3 5(3)、5(8)及び5(9)中「外資系企業」を「外資系企業等」に改める。

第3 6中「立地企業」を「立地企業等」に改める。

第3 6(2)見出し中「企業進出」を「企業等進出」に改める。

第3 6(2)中「外資系企業」を「外資系企業等」に改める。

第4 5(2)「50億円」の右に「（促進地域に所在する産業集積促進地区内にあつては、10億円）」を加える。

第4 5(2)に後段としてつぎのように加える。

また、促進地域に所在する産業集積促進地区内にあつては、研究開発型企業が行う5億円を超える設備投資に対する補助制度（補助率3%）により、研究開発型企業の立地支援を行う。

第5 5(2)「50億円」の右に「（促進地域に所在する産業活力再生地区内にあつては、10億円）」を加える。

第6 5(2)「50億円」の右に「（促進地域に所在する構造改革特別地区内にあつては、10億円）」を加える。

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ニ崎ショッピングプラザ
 所在地 ニ崎市昭和通7-243
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ダイエー
 代表者の氏名 西見 徹
 住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 株式会社ダイエー
 代表者の氏名 高木 邦夫
 住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
 - イ 変更後
 名称 株式会社ダイエー
 代表者の氏名 西見 徹
 住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前		
名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	高木 邦夫	神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社大創産業	矢野 博丈	広島県東広島市西条町賀茂工業団地
イ 変更後		
名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	西見 徹	神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社大創産業	矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
平成18年10月6日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成18年10月6日ほか
- 5 届出年月日
平成20年3月13日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年4月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 平成20年8月1日
 - (2) 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ASTM芦屋浜高層住宅プロジェクト商業施設

所在地 芦屋市高浜町6番1号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社アステム

代表者の氏名 小藪 修

住所 大阪市北区梅田一丁目11番4 - 2300号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社アステム

代表者の氏名 三宅 康司

住所 大阪市北区梅田一丁目11番4 - 2300号

イ 変更後

名称 株式会社アステム

代表者の氏名 小藪 修

住所 大阪市北区梅田一丁目11番4 - 2300号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

代表者の氏名

住所

株式会社ダイエー

高木 邦夫

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

株式会社大創産業

矢野 博丈

広島県東広島市西条町大字吉行字向1の60

ペットオフィス株式会社

内海 偉隆

大阪市港区市岡元町2の11の3

イ 変更後

名称

代表者の氏名

住所

株式会社ダイエー

西見 徹

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

株式会社大創産業

矢野 博丈

広島県東広島市西条吉行東1 - 4 - 14

木下 功一

大阪府東大阪市近江堂1丁目1 - 25

株式会社ロベリア

玉置 知彦

東京都江東区越中島2 - 1 - 38

株式会社ライフォート

泉山 伸一

尼崎市水堂町3 - 18 - 21

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

平成18年6月16日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成18年10月6日ほか

5 届出年月日

平成20年3月13日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年4月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成20年8月1日
- (2) 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーヨーデイツー明石大久保店
所在地 明石市大久保町西脇塚本64番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ケーヨー
代表者の氏名 林 武夫
住所 千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の収容台数

- ア 変更前
371台
- イ 変更後
314台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

- ア 変更前
36平方メートル
- イ 変更後
66平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ア 変更前
32.00立方メートル
- イ 変更後
43.46立方メートル

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ケーヨー	午前9時30分	午後8時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ケーヨー	午前9時30分	午後8時
未定	午前9時	翌午前0時

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前
午前9時から午後8時30分まで
 - イ 変更後
午前8時30分から翌午前0時30分まで
- (6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ア 変更前
出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所
 - イ 変更後
出入口2箇所、出口1箇所
- (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- ア 変更前
午前8時30分から午後9時まで
 - イ 変更後
午前6時から午後10時まで
- 4 変更年月日
平成20年11月15日
- 5 届出年月日
平成20年3月14日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年4月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成20年8月1日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年4月1日

北播磨県民局長 中 島 英 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ王子店
所在地 小野市王子町593ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会社
法人の代表者の氏名 藤 本 昭
住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 変更前
出入口2箇所

イ 変更後

出入口3箇所、入口1箇所、出口1箇所

4 変更しようとする年月日

平成20年6月1日

5 届出年月日

平成20年3月14日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年4月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年8月1日

(2) 提出先

北播磨県民局県土整備部まちづくり課

〒673-1451 加東市社字西柿1075 - 2

公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定
建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をした。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

認定番号	認定年月日	公告対象区域
第H19淡路団連0002号	20.3.18	洲本市物部3丁目463番2、463番1の一部

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第4号

博物館法(昭和26年法律第285号)第10条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

平成20年4月1日

兵庫県教育委員会
委員長 永田 萌

登録年月日	平成20年3月17日
登録番号	第25号
設置者の名称 及び住所	財団法人 切手文化博物館 神戸市北区有馬町663番3
名称	財団法人 切手文化博物館
所在地	神戸市北区有馬町663番3
備考	種別 歴史博物館